

「近畿地方整備局 インフラ DX 認定制度」実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、近畿地方整備局がインフラDXを推進するために建設会社におけるインフラ DX 認定を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

(目的)

第2条 本制度は、建設業界のDXを活用した様々な技術による新3Kの取り組みの促進を図るとともに、地元建設会社におけるデジタル技術活用の普及促進(人材育成を含めた)を図るため、建設会社が策定する「インフラ DX 取組推進書」を近畿地方整備局が評価し、認定することにより、近畿地方整備局管内のインフラDXの取組を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この実施要領において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- イ. 「申込要領」とは、近畿地方整備局が公表する「近畿地方整備局インフラ DX 認定制度申込要領」をいう。
- ロ. 「審査」とは、申込要領に沿って行われた評価に基づき、インフラ DX 取組推進書について審査することをいう。
- ハ. 「認定」とは審査の結果、申込要領に適合したインフラ DX 推進計画の取組が評価に値することが認められたことをいう。

(認定の申込み)

第4条 本制度によりインフラ DX 推進計画の認定を受けようとする建設会社(以下「認定申込建設会社」という。)は、申込要領に定める申込書及び添付書類(以下「申込書類」という。)を整え、近畿地方整備局長あてに申し込むものとする。

- 2 「認定申込建設会社」は、認定の更新を希望する場合、近畿地方整備局ホームページ等で公開する受付期間内に「申込書類」を整え、近畿地方整備局長あてに申し込むものとする。

(審査の実施)

第5条 審査は申込書類の記載内容について申込要領に基づき実施する。

(認定委員会の設置)

第6条 近畿地方整備局は、認定申込建設会社におけるインフラ DX 推進計画の審査、認

定に関する審議を行う機関として、「近畿地方整備局インフラDX 認定委員会」(以下「認定委員会」という。)を設置する。

- 2 認定委員会にかかる事務局(以下「事務局」という。)を近畿地方整備局企画部技術管理課に設置するものとする。

(認定委員会の構成)

第7条 認定委員会の構成は以下のとおりとする。

外部委員 近畿地方整備局長が委嘱した有識者
行政委員 近畿地方整備局 企画部長

- 2 認定委員会には委員長を置くものとし、委員長は外部委員の中から、委員の互選により選出するものとする。
- 3 外部委員は、別紙に示すとおりとする。

(認定委員会の開催)

第8条 認定委員会の開催は以下の各号により行うものとする。

- 2 認定委員会は、委員長の招集により一年毎に開催することを基本とする。
- 3 前項に定めるほか必要な場合においては、委員長の招集により適宜開催することが出来るものとする。
- 4 認定委員会は、委員長を含め過半数の出席をもって成立するものとする。

(審議及び認定の実施)

第9条 認定委員会は、事務局による審査報告を受け、認定に関する審議を行うものとし、近畿地方整備局長は認定委員会の審議報告に基づき認定を行うものとする。

(申込みの受付)

第10条 第4条に示す申込みの受付は事務局が行う。

- 2 事務局は申込みの受付にあたり、申込書類の記載方法の問合せおよび、その他疑義の対応等の相談を受けるものとする。

(認定書の交付)

第11条 近畿地方整備局長は、インフラDXを継続的に推進している認定申込建設会社に対して、認定書を交付するものとする。また、認定書の交付を受けた建設会社(以下、認定建設会社という)については、近畿地方整備局ホームページで建設会社名を公表するものとする。

- 2 認定書の有効期間は、年度毎の継続審査を受けることで、最大3年とする。
- 3 認定委員会を経て、インフラDXの取組を継続的に推進していないと判断された認定申込建設会社、及び、認定書発行後において、インフラDXの取組推進を実施出来ていないと判断された認定建設会社については、近畿地方整備局長から非認定

通知書を交付するものとする。

- 4 審査実施時及び認定書発行後の年度毎の事後確認において、虚偽等の記載が判明した場合には、認定委員会による審議報告をもって、近畿地方整備局長の判断により、認定申込建設会社に不適合通知書を交付するものとする。
- 5 前項の不適合通知書を交付された認定申込建設会社については、交付の日から1年間にわたり、第4条に定める認定の申込みを禁止するものとする。

(認定の取消し)

第12条 近畿地方整備局長は、認定書を交付した認定建設会社が、以下の事項に該当した場合には、その内容を認定委員会に諮ったうえで認定を取消し、当該認定建設会社に対して認定取消通知書を交付するものとする。

なお、認定の取消を受けた場合は、認定書の有効期間にかかわらず、認定書は失効する。

- イ. 認定建設会社より、事後確認書類の提出がない場合
 - ロ. 認定建設会社が合併し、合併した建設会社の全てが認定建設会社でない場合
 - ハ. 認定後の事後確認時において推進計画の取組状況を確認した結果、推進計画との著しい乖離がある場合
 - ニ. 認定後の事後確認時において推進計画の取組状況を確認した結果、推進計画に虚偽等があることが判明した場合
 - ホ. 認定後において、申込書類に虚偽等の記載があることが判明した場合
 - ヘ. その他、認定の取り消しが必要と判断される場合
- 2 本条ニまたはホに記載のある場合、認定の取消しを受けた建設会社については、取消しの日から1年間にわたり第4条に定める認定の申込みを禁止するものとする。

(守秘義務)

第13条 認定委員会、事務局を構成する者は、本実施要領に定める事項の執行にあたり知り得た個人情報や建設会社情報等について、法に定める場合を除いて他に漏らしてはならない。

(その他)

第14条 本実施要領に定めるもののほか、インフラDX推進計画の審査及び認定に関し必要な事項については、認定委員会に諮って定めるものとする。

附 則

本実施要領は、令和4年12月5日から適用する。

本実施要領は、令和5年11月27日から適用する。

本実施要領は、令和6年11月25日から適用する。